

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「Integrity」（誠心誠意、真摯であれ）」という経営理念の元、企業活動を支えている全てのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの確立が極めて重要な課題であると認識しております。

この基本的な考え方に基づき、取締役会の構成として、独立社外取締役が過半数を占める体制とすることにより、経営の透明性・客観性を確保しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1-4)政策保有株式の保有方針及び当該株式に係る議決権行使基準

当社は現在、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

(原則1-7)関連当事者取引に関する方針

当社は、取引開始にあたり、取引先に関する情報を精査しており、その過程で取引先が関連当事者に該当することが判明した場合には、必要に応じて取締役会決議を経ることとしております。

(補充原則2-4-1)中核人材の多様性の確保

当社は、高付加価値な製品と技術・ソリューションを通じて、世界の多様な人びとの生活や社会を豊かなものにするため、企業ビジョンである「Value Matters今までなかったものを。世界の価値になるものを。」を実現していきます。その実現のためには、様々な知識や経験、文化を融合することが大切と考え、女性・外国人・障がい者等の多様性のある人材の採用と登用を積極的に推進しています。

社員ひとり一人が活き活きと能力を發揮できる働く環境や時間の選択肢を拡充し、多様な視点での価値を創出してまいります。2021年5月に発表した中期経営計画2023「進化への挑戦」のリフレッシュの目標として、女性の管理職登用20人を掲げ、また、2024年から始まる次の中期経営計画の中においては、早期に女性・外国籍幹部(執行役員)を輩出するための人事施策を進めています。多様性のある人材が働きやすい環境づくりを維持・推進するとともに、定着する風土を醸成するために、管理職に対するダイバーシティマネジメント研修・リモートワークマネジメント研修、異文化コミュニケーション研修を実施しています。今後もより一層のダイバーシティ&インクルージョンの取り組みを強化してまいります。

社員数1,342人：女性 219人(16.3%)、外国籍 13人(1.0%)

役員・管理職：女性役員 1人、女性管理職 12人、外国籍管理職 1人

*2022年3月末/単独

(原則2-6)企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、年金資産の運用にあたり、人事・財務の担当役員、部長職および、担当役員が指名した者から構成する年金委員会を組織しており、加えて、専門性を補完するために外部のコンサルティング会社による助言も取り入れております。また、年金資産の運用を安定的かつ効率的に行うため「年金資産の運用に関する基本方針」を制定して、年金資産の運用管理の整備と体制強化をはかっております。

この様な取組みのもと、運用委託機関から年度毎の運用計画の説明を受け、運用状況については四半期毎に報告を受けてモニタリングを行っております。運用方針の見直しおよび資産構成割合の改定は、外部のコンサルティング会社による意見も取り入れながら決定しております。

なお、各年度の運用結果については毎年定期的に取締役会に報告しております。

(原則3-1)実効的なコーポレート・ガバナンスの実現のための各種方針等

【経営理念及び経営戦略等】

当社が定める経営理念については、上記「基本的な考え方」に記載のとおりであります。また、当社は「高付加価値製品および技術ソリューションの提供による社会課題の解決を通じて持続的に成長する企業」であることを目指しております。

(2019~2023年度)中期経営計画「進化への挑戦」について

当社は、2019年4月に、目指す企業像の実現に向けて、既存領域で培った技術・製品を新規領域における社会課題の解決に活かすことで事業拡大を図り、持続的に成長する企業へ進化するため、2023年度を最終年度とする5カ年計画「進化への挑戦」を策定し公表いたしました。この2年間にわたる取り組みの結果、最終年度の営業利益目標を3年前倒しで達成しました。

これに伴い、当社は、さらなる成長に向けた中期経営計画リフレッシュ(アップデート)を実施し、2021年5月に公表いたしました。かかる中期経営計画リフレッシュ(アップデート)において「成長戦略と企業変革の実現で持続的成長と企業価値向上の礎を築く」を新たに定め、稼ぐ力のさらなる向上と、次期中期経営計画に向けた基盤づくりに取り組むことで、持続的に成長する企業を目指します。

なお、当社ホームページにおいて中期経営計画の詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。

【自社のサステナビリティについての取組み等(補充原則3-1-3を含む)】

現在の当社を取り巻く社会課題は多岐にわたります。当社は、事業により社会課題を解決することで持続可能な社会の実現に貢献すべく、特定したマテリアリティに基づき計画的な取組みを進めています。なお、個別の重要テーマについては、適宜取締役会で議論のうえ、経営戦略の立案・遂行にフィードバックされています。具体的な取組みの詳細等については当社ホームページをご参照ください。

<https://www.dexterials.jp/csr/index.html>

< 人的資本・人財への投資 >

当社は、企業ビジョン「Value Matters 今までなかったものを、世界の価値になるものを。」の実現のため、「価値を創る人を創る」を人事理念として、社員一人ひとりが「自ら学び、自ら考え、自ら行動し、成長し続ける」ことを人財育成基本方針として啓蒙し、働きがいのある環境づくりと、社員が成長できる組織・風土醸成に取り組んでいます。専門研修や、ベーススキル研修などに加え、異文化コミュニケーションや自己啓発支援プログラムの拡充を図るなど、多様性のある社員一人ひとりが「成長する喜び」を感じられる環境整備に取り組んでいます。

また、通常の人材採用・育成とは別に戦略的人材投資予算を設定し、将来の経営を担う人財を内部から育成する次世代経営人財育成プログラムの実施、専門的人材や高度経営人財の採用にも取組み、企業の持続的な成長に向けた人財への投資を継続的に実施しています。

社員一人ひとりの「成長したい」という欲求と行動が企業の成長に繋がり、それが社員のエンゲージメント向上へと繋がる人的資本への投資を積極的に進めてまいります。人財マネジメントに関する取組みについては当社ホームページをご参照ください。

<https://www.dexterials.jp/ir/library/report.html>

< 知的財産への投資等 >

当社は、知的財産を、持続的な事業成長と企業価値向上を実現するために不可欠な経営資源であると捉えており、中期経営計画2023「進化への挑戦」の重要経営施策の一つである「サステナビリティへの取組み」における知財戦略として、IPランドスケープ*を活用した知財ポートフォリオ強化および事業の競争力向上に取り組んでいます。

*IPランドスケープ：経営戦略又は事業戦略の立案に際し、(1)経営・事業情報に知財情報を取り込んだ分析を実施し、

(2)その結果(現状の俯瞰・将来展望等)を経営者・事業責任者と共有すること。

(1) 事業競争力強化に向けた取組み

当社の事業競争力の向上は、知財ポートフォリオを活用した強固な参入障壁の構築と、模倣品や他社特許へのけん制によって実現されます。当社では、IPランドスケープの手法を用いて、自社・他社の知財競争力を事業カテゴリー別に分析し、中核事業については知財競争力を維持・向上させ、成長事業や新規事業については自社出願を増強するとともに、競合他社の特許をけん制しリスクを低減する取組みを行っています。分析された個別事業の知財競争力は、全社で定期的に行う事業評価指標にも採用されています。

また、当社のビジネスモデルである「デザイン・イン」「スペック・イン」を実現するために、当社で製造販売する機能性材料・デバイス・製造方法などの発明やノウハウをグローバルで保護し、かつ、綿密な他社特許調査を行うことにより、当社事業の法的安全性を確保しています。海外特許保有比率も6割を超え、グローバルな事業展開と各国における事業競争力の確保に貢献しています。

(2) リーンな特許ポートフォリオ構築と活用

当社は、自社出願の強化だけでなく、必要に応じて他社知財を買収・ライセンスインすることで知財競争力を高める取組みや、自社で未活用の特許については、他社に売却・ライセンスアウトすることで、特許の有効活用とリーンなポートフォリオの構築を進めています。

また、環境課題の解決に貢献する企業として自社特許を活用すべく、WIPO GREEN(世界知的所有権機関が推進する環境技術・知財のマッチングプラットフォーム)に参画して、環境関連特許のオープン・イノベーションを図る取組みも行っていきます。

(3) 知財投資

当社は年間の研究開発費の約25%に相当する金額を知財投資として充てており、主に特許ポートフォリオ強化、知財ミックス(意匠、商標、ノウハウなど)、知財のDX(デジタル・トランスフォーメーション)化への投資を積極的に行っています。近年では、IPランドスケープのインフラを整備し、分析結果を事業戦略へフィードバックすることにより、新たな顧客価値の創造を通じてサステナブルな事業の成長に貢献しています。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

上記「基本的な考え方」に記載のとおりであります。

【役員報酬の決定方針および手続き】

当社の役員報酬の決定方針等については、本報告書【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載のとおりであります。

【役員の選解任にあたっての基本方針および手続き(補充原則4-11-1を含む)】

当社は、取締役候補者(監査等委員である取締役を除く)を指名するにあたり、当社の企業理念に沿った判断力、実行力があり、人格・コミュニケーション力に優れ、リーダーシップを有すること等を基準として候補者を選定しております。また、社外取締役については、グローバル企業における経営者としての経験、技術開発に関する知見、法務・財務会計等の分野における職業的専門家としての経験、知見を有することに加え、高い独立性を有する者を社外より招聘することとしております。

監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、会社経営、財務会計、法務等の分野における経験、知見を有すること、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選定することを基準として、社内外より候補者を選定することとしております。なお、社外取締役の選任にあたっては取締役会全体としての知識・経験・専門領域等のバランスに配慮して候補者を決定しており、他社等での経営経験を有する者を含めることとしております。

取締役会として備えるべき専門分野等およびそのバランスの状況については、スキルマトリックス(「V その他」に記載)を用いて提示しています。

当社の取締役は、独立社外取締役が過半数を占めていることから、より中立的な立場から役員候補者が選定される仕組みとなっております。また経営陣幹部の選任・解任と役員候補者の指名にあたっては、独立社外取締役が過半数を占め、かつ、委員長が独立社外取締役である指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえて決定することとしております。

【現任役員を選任理由】

当社の現任の役員(社外役員を除く)について、それぞれの選任理由は以下のとおりであります(社外役員については本報告書【取締役関係】会社との関係(2)に記載のとおりであります)。

- ・ 代表取締役社長 新家 由久
当社の新規事業領域への進出における商品開発に関し中心的な役割を担っており、技術への深い知見および事業運営に関し豊富な経験を有していることから、代表取締役として選任しております。
- ・ 代表取締役 佐竹 俊哉
金融機関における投融資に関する業務および事業会社の経営者として豊富な経験や高い見識を有しており、また、当社のコーポレート・ガバナンスおよび企業価値向上に貢献していることから、代表取締役として選任しております。
- ・ 常勤監査等委員 桑山 昌宏
当社の法務部および内部監査部の統括部長を歴任し、法務および監査実務に関する豊富な経験および知見を有しており、また、常勤監査役としての職務を適切に遂行していることから、常勤監査等委員として選任しております。

(補充原則3-1-3)TCFDの枠組みに基づく開示の充実

当社グループは、気候変動問題は持続可能な社会実現のために人類が解決すべき重要な課題であり、企業にとって気候変動の対応は事業継続の前提条件であると考えております。

当社グループは、気候変動に関連するリスク、機会及びこれらの影響の評価に取り組み姿勢を明確にするため、TCFD(気候変動関連財務情報開示タスクフォース)による提言への賛同を表明し再生可能エネルギーの導入などにより2030年度に事業由来の電力消費によるCO2排出量ゼロ達成を目標に掲げるとともに、顧客の製造工程の省エネルギー化や最終製品のエネルギー効率向上に資する製品の提供を通じて、サプライチェーン全体の環境負荷低減に貢献するべく気候変動への取り組みを進めており、統合報告書や当社ホームページを通じて、推奨される情報を継続的に開示しております。具体的な取り組みの詳細等については当社ホームページをご参照ください。

<https://www.dexerials.jp/csr/envi/tcfid.html>

(補充原則4-1-1)取締役会による経営陣に対する委任の範囲の概要

当社は執行役員制度を導入することにより、業務執行と監督機能を分離する体制としておりますが、これに基づき、取締役会は経営の基本方針、事業戦略等を定めた上で、それに基づく業務執行については、その権限を執行役員に委譲することにより、意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図っております。

(補充原則4-1-3)代表取締役社長等の後継者計画および育成計画

代表取締役社長等、経営陣幹部の後継者計画および育成計画については、透明性の高いプロセスのもとで検討を進めるべく、指名・報酬委員会で議論を進めております。

具体的には、後継者に求める資質や能力、人物像などについて検討したうえで、指名・報酬委員会委員との面談の実施などを通じて、個別に適正性を判断するなどの取り組みを行っております。

(原則4-8)独立社外取締役の選任にあたっての取組方針

当社は、グローバルに事業を展開しており、多種多様なステークホルダーを有することから、より高い経営の透明性・中立性の確保が必要と考え、取締役会の構成として独立社外取締役が過半数を占める体制を採用しております。

(原則4-9)独立社外取締役の独立性の判断基準

本報告書【独立役員関係】その他独立役員に関する事項に記載のとおりであります。

(補充原則4-10-1)指名・報酬委員会構成の独立性、権限・役割

当社は、独立社外取締役が委員長かつ過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。

取締役および執行役員の選解任、代表取締役社長をはじめとした経営陣幹部の後継者計画や後継者の育成計画等については、指名・報酬委員会における議論を経た上で取締役会において決定されるプロセスとなっております。また、取締役および執行役員の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、指名・報酬委員会での議論を経た上で取締役会において決定されるプロセスとなっております。

その他、本委員会の構成、権限・役割等の詳細については、本報告書【任意の委員会】および【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載のとおりであります。

(補充原則4-11-2)役員兼任状況

当社役員のうち他の上場会社の役員を兼任する者の兼任状況については、本報告書【取締役関係】会社との関係(2)に記載のとおりであります。

(補充原則4-11-3)取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるべく、以下の内容にて取締役会の実効性評価を実施しました。

1. 分析・評価の手法

2021年3月期における実効性評価にあたっては、評価の客観性や透明性を確保することを目的として、インタビューの実施および結果分析を第三者に委託しております。インタビューの実施にあたっては、取締役会事務局作成に係る質問項目をもとに各取締役・監査役が当事業年度の評価結果を振り返りつつ、第三者から全ての取締役・監査役に対しインタビューを実施し、内容の分析を行いました。

2. 評価結果の概要

(1)総括

第三者による評価結果として、当社の取締役会の実効性は高い水準にあるものの、全体としての問題意識が特に強い項目として、以下の点について指摘がありました。

中長期的な企業価値(社会的価値を含む)の向上に資する取締役会の機能・役割をどのように定義するか(取締役会に何を求めるか)の確認

を踏まえた取締役会付議基準の見直し要否の検討

を踏まえた取締役会運営(取締役会資料のあり方、時間枠の拡大要否等を含む)の検討

を踏まえたコミュニケーション(社外取締役間を含む)のあり方の検討

中長期的な取締役会構成のあり方についての議論

(2)2023年3月期におけるアクションプランについて

上記(1)の内容を踏まえて、当社は、2023年3月期におけるアクションプランについて、以下のとおり決定しました。

1. 中長期的な企業価値(社会的価値を含む)の向上に資する取締役会の機能・役割についての継続的な議論
2. 1.を踏まえた
 - (1)業務執行取締役への更なる権限委譲の検討
 - (2)取締役会運営(経営情報共有のあり方、時間配分や開催方法等)の工夫
 - (3)取締役間の多様なコミュニケーション機会の設定
3. 中長期的な取締役会構成のあり方についての議論
4. 経営環境を踏まえた取締役会アクションプランのレビューと討議テーマの柔軟な見直し

(補充原則4 - 14 - 2)役員に対するトレーニングの方針

当社は、適宜、社外役員の事業所見学会を開催し、それを通じて、当社の事業内容、製品、技術、組織等について理解を深めるための取組みを行っております。

また、上記以外の役員に対しても、その職務上必要な情報を共有すべく、適宜研修等を実施しております。

(原則5 - 1)株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

当社は、株主との対話の窓口となる部門としてIR部を設置しており、当該部門において株主からの問い合わせへの対応や、アナリスト・機関投資家向けに個別に決算説明等を行っております。

決算説明会等を行う際は、取締役・執行役員から出席者を選任することを基本としております。

また、IR担当執行役員(経営戦略本部長)を設置しており、当該執行役員等を通じて、株主との対話において把握された意見・懸念等を取締役にに対し報告し、対応策を協議することとしております。

株主または投資家との対話にあたっては、IR部を中心として、必要に応じ経営企画、財務経理、法務部門等が連携しサポートする体制を構築しております。

なお、株主または投資家との対話に際しては、インサイダー情報を伝達することがないよう細心の注意を払うこととしており、その一環として、決算発表予定日までの6週間を「沈黙期間」として定め、その期間において決算情報に関する対話を控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,536,100	18.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,192,700	8.34
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,583,939	7.36
大日本印刷株式会社	3,125,000	5.02
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	2,745,100	4.41
積水化学工業株式会社	2,520,000	4.05
野村信託銀行株式会社(投信口)	2,262,800	3.63
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,588,752	2.55
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS - SEGR ACCT	1,197,700	1.92
MLI FOR SEGREGATED PB CLIENT	1,130,100	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横倉 隆			同氏は、当社以外の会社の社外役員を以下のとおり兼任しております。 株式会社菊池製作所 社外取締役	グローバル企業において代表取締役社長を務め、企業経営に関する高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から当社の経営へ有用な助言をいただくことで、当社の技術開発および事業展開の強化に寄与いただくことを期待し、社外取締役として招聘しております。 なお、同氏は東京証券取引所および当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
田口 聡			同氏は、当社以外の会社を以下のとおり兼任しております。 ENEOS株式会社 参与	グローバル企業において要職を歴任され、企業経営に関する高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から当社の経営へ有用な助言をいただくことで、当社のリスクマネジメントおよび業務執行の監督強化に寄与いただくことを期待し、社外取締役として招聘しております。 なお、同氏は東京証券取引所および当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
佐藤 りか			同氏は、佐藤 & パートナーズ法律事務所の代表弁護士であります。 また、同氏は、当社以外の会社の社外役員を以下のとおり兼任しております。 日本シエムケイ株式会社 社外取締役 日本プラスト株式会社 社外取締役	弁護士として企業法務に関し高い見識を有しており、また、当社の社外監査役としての職務を通じて監査の質向上に貢献した実績があることから、客観的・専門的な視点からの監査・監督機能強化への貢献かつコンプライアンス、コーポレート・ガバナンス充実のための有用な助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として招聘しております。 なお、同氏は東京証券取引所および当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから独立役員に指定しております。
加賀谷 哲之			同氏は、一橋大学大学院の教授であります。	大学教授として財務会計および企業価値評価、リスク分析等に関し高い見識を有しており、客観的・専門的な視点からの監査・監督機能強化への貢献かつESG経営推進における有用な助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として招聘しております。 なお、同氏は東京証券取引所および当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の直轄の組織として監査部を設置し、監査等委員会による指揮命令のもと監査業務を実施する体制としております。なお、監査部に所属する社員の任命・異動等の決定にあたっては、監査等委員会の同意を得るものとし、業務執行取締役からの独立性を高め、監査等委員会の指示の実効性を確保しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査部と常勤監査等委員間では月次で打合せを行い、監査の内容確認、意見交換を行います。

また、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象に関しては、会計監査人へ情報を提供し、必要に応じ指導、助言を受ける他、四半期毎に監査等委員会、会計監査人、監査部から構成される三様監査会を定期的開催し、監査上の問題点に関し情報共有をしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、役員を選解任および報酬を決定するにあたり、それらの妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。

指名・報酬委員会は、独立社外取締役4名(全員)および代表取締役2名より構成され、筆頭社外取締役である横倉 隆氏が委員長を務めております。

代表取締役社長をはじめとした経営陣幹部の後継者計画や後継者の育成計画、役員報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、指名・報酬委員会における審議を経た上で取締役会に答申され、決定されるプロセスとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員については、その全員を独立役員として指定し届出を行っております。なお、当社は、以下のとおり、独立社外取締役の独立性の判断基準を策定しており、当該基準に基づき独立社外取締役候補者を選定しております。

社外取締役の独立性の判断基準

当社は、当社の社外取締役および社外取締役候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外取締役又は当該社外取締役候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又はその就任の前10年間に於いて当社および当社の子会社（以下「デクセリアルズグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という。）となつたことがないこと。
2. デクセリアルズグループの取締役等の二親等以内の親族でないこと。
3. 当社の主要株主（法人等の団体の場合は、当該団体に所属する者）でないこと。（注1）
4. 当社が主要株主である団体に所属する者でないこと。（注1）
5. デクセリアルズグループの主要な取引先（法人等の場合は、当該団体に所属する者）でないこと。（注2）
6. デクセリアルズグループの主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体の場合は、当該団体に所属する者）でないこと。（注3）
7. デクセリアルズグループから当事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者および当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
8. デクセリアルズグループに対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務等を提供することの対価として、当事業年度において1,000万円以上の報酬を得ている者（法人等の団体の場合は、当該団体に所属する者）でないこと。
9. 本人が取締役等として所属する企業とデクセリアルズグループとの間で、「社外役員の相互就任関係」にないこと。（注4）

（注1）「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

（注2）「主要な取引先」とは、デクセリアルズグループとの取引において、支払額又は受取額が、デクセリアルズグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。

（注3）「主要な借入先」とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

（注4）「社外役員の相互就任関係」とは、デクセリアルズグループの取締役等が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

法令に従い、取締役(監査等委員及び監査等委員を除く)、取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、社外役員の区分別の総額を開示しております。なお、有価証券報告書にて連結報酬等の総額が1億円以上となる者が存在する場合には、法令に従い個別に開示する予定であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社は、取締役の報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬は、外部調査機関による役員報酬調査データをもとに、当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象として、報酬制度や報酬水準について当社の現行制度・水準と比較検証を行ったうえで、役位や年度業績の達成度等により算定した額をもとに指名・報酬委員会での審議・評価を経て、取締役会の決議により決定しております。

なお、役位ごとの種類別報酬の支給割合は以下のとおりです。

・ 代表取締役 基本報酬50% : 業績給30% : 株式報酬20%

社外取締役および監査等委員である取締役には基本報酬のみ支給しております。

2. 基本報酬

内規に基づき役位に応じて金額を決定し(職責に応じた傾斜配分)、月額固定報酬として支給しております。

3. 業績連動報酬

業績連動報酬は、年度の業績に応じて支給される「業績給」と、株主のみなさまとの利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的とした「株式報酬(BBT信託)」で構成されており、当社の業務執行取締役に対し、単年度だけでなく中長期的な視点で業績や株価を意識した経営を動機づける設計としています。

業績給は、「戦略実行し稼ぐ力」である連結売上高と「実質的利益を稼ぐ力」のEBITDAを評価指標として設定することの他、代表取締役社長を除く業務執行取締役については、個別コミットメントの達成度を評価指標に加えます。

なお、上記経営指標については、連結売上高50% : EBITDA50%の割合により業績給を算定・決定し、定時株主総会終了後の翌月から12等分して毎月支給します。

「株式報酬」は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、基本報酬および業績給とは別枠で設定します。具体的には、連続する3事業年度ごとに取締役への給付に必要な株式を取得するための資金を信託へ拠出し、以後、事業年度ごとに、給付対象となる取締役に対し、株主のみなさまとの利益意識の共有を図り、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として定めた評価指標であるTSR(株主総利回り)、ROEに応じてポイントを付与いたします。

なお、付与されたポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株として換算し、付与対象となる取締役には、3年毎にポイントに見合う株式および株式を時価で換算した金銭を給付します。

4. 決定方法

個別の監査等委員でない取締役の報酬は、指名・報酬委員会での議論を経て、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議により決定します。

個別の監査等委員である取締役の報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

【社外取締役のサポート体制】

(社外取締役)

取締役会事務局を設置しており、取締役会の招集事務、会議資料の事前送付、審議事項の事前説明等を行っております。

(監査等委員である社外取締役)

監査等委員会の指揮命令に従い、監査業務を遂行する監査部を設置しており、監査部に所属する社員が監査等委員会の招集事務、会議資料の事前送付、審議事項の事前説明等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役・取締役会・執行役員)

当社の取締役会は、独立社外取締役4名と社内取締役3名の合計7名で構成され、社外取締役が過半数を占めております。議長は、代表取締役社長が務めております。取締役会は原則として毎月1回定期開催し、法定事項の決議、重要な経営方針、戦略の決定、役員候補者の選定、監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の決定、業務執行の監督等を行っております。社外取締役はいずれも経営者、専門家として豊富な経験や高い見識を持ち、独立した立場からの監督機能強化の役割を果たしております。

業務執行は、執行役員8名を選任し、権限委譲を行い、迅速な意思決定と業務執行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。執行役員は、社内取締役との兼務者2名を含み、社内取締役との兼務者でない6名とは業務執行に係る委任契約を締結しています。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、独立社外取締役2名と社内取締役1名の合計3名で構成され、独立社外取締役である佐藤 りか氏が監査等委員長を務めており、社内取締役を常勤の監査等委員として選任しております。

(執行役員会)

当社は、原則として毎月2回、執行役員8名を定例メンバーとして執行役員会を開催し、業務執行の状況と課題の検証、重要案件の事前討議等を行っています。執行役員会の議長は、代表取締役社長が務めております。

(業務執行・監視および内部統制の仕組み)

当社は、経営と業務執行の分離による効率性と透明性を追求する観点から、過半数を社外取締役で構成する取締役会が経営方針や経営戦略等の決定を行う一方で、業務執行の権限を執行役員に委任し、その業務執行状況の監督を通じて経営の監督を行う体制としております。

また、監査等委員会は中立的な立場から監査を行い、経営に対し意見を述べることが可能な体制とすることで、内部統制の強化を図っております。

なお、社外取締役4名全員が株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。

(内部監査の状況)

当社の監査部は、監査の効果的、効率的な実施に努め、当社および当社グループ会社に対し内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、内部監査の結果については、改善状況を定期的に確認し、その内容を監査等委員会、代表取締役および関係部署へ報告しています。

(会計監査)

会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はなく、また、同監査法人は、同一の業務執行社員を、当社の会計監査に一定期間を超えて関与させないようにする措置をとっております。

会計監査業務は、PwCあらた有限責任監査法人所属の那須伸祐氏および田村賢士氏の2氏に加え、2名の公認会計士を含めた12名が補助者として業務を行い、合計19名が携わっております。

PwCあらた有限責任監査法人の継続監査期間は10年です。

(責任限定契約の内容)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の構成として、一般株主と利益相反関係のない独立社外取締役を過半数とすることで経営の客観性と透明性を確保しています。

なお、2019年7月より、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、役員の選解任および報酬決定プロセスの更なる明確化を図っています。

また、2021年6月に、更なる権限委譲による経営の意思決定の迅速化と、執行と監督機能の分離をより一層推進することで経営のモニタリング機

能を強化し、持続的な企業価値の向上をはかることを目的として、監査等委員会設置会社に移行しております。

監査等委員である取締役は、専門的かつ客観的な視点から経営者に対して意見を述べるができるよう、多様な経験・知見を有する者を選任しており、経営に対する監視を強化しています。

更に、執行役員制度を導入し権限移譲を推進してきましたが、業務執行体制の更なる強化のため、2021年7月より、全ての執行役員を委任契約の対象者とする事で、意思決定の迅速化、経営責任の明確化を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までに発送するとともに、発送前に当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使の仕組みを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて基本方針等を開示しております。 https://www.dexerials.jp/ir/disclosure/index.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に、インターネットでの会社説明会を開催しております。なお、説明会の模様や資料を当社ホームページ内で開示しております。 https://www.dexerials.jp/ir/individual/seminar.html	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を開催しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	主要な機関投資家に対して、個別にオンラインで面談を行い、説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	四半期決算開示とともに、決算説明資料等を当社ホームページ内で開示しております。 https://www.dexerials.jp/ir/library/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略本部IR部にて株主・投資家向けの活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社はグループ内の全役員、全従業員が遵守すべきルールとして「デクセリアルズグループ行動規範」を定めており、その中で、ステークホルダーの関心に配慮し、健全な事業活動に努めると共に、企業情報を的確に発信し、説明責任を果たす旨定めております。</p> <p>https://www.dexerials.jp/csr/management/group.html</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>CSR方針に基づき、事業活動による環境への負荷軽減(CO2排出量削減など)や、森林保全活動、事業所所在地域における地域振興活動などに取り組んでおります。</p> <p>また、CSR課題(マテリアリティ)として「新しい価値の創造・社会課題の解決」、「ガバナンス・コンプライアンスの強化」、「多様な人財とエンゲージメントの醸成」、「操業安全と事業継続性の確保」の4つを特定し、全社一丸となり課題解決に向けた計画的な取り組みを推進しております。</p> <p>https://www.dexerials.jp/csr/management/index.html#mgmt01</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>上記「社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定」の項目に記載のとおりであります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会の決議により定められた以下の内部統制の基本方針に基づき、内部統制システムを構築しております。

- 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守及び企業倫理について定めた「デクセリアルズグループ行動規範」を定め、当社及び子会社(以下、「当社グループ」という)の全社員に対し周知するとともに、必要に応じて研修等を実施することにより理解を深めるものとする。

当社グループは、法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として「デクセリアルズ内部通報制度」を運用する。

なお、本制度により通報を行った社員に対して、一切の不利益の取扱を行うことを禁止する。

当社は、当社グループにおける法令遵守状況について、内部監査等を通じ適宜確認することにより、グループ全体としてのコンプライアンス体制の確立に努めるものとする。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとした各種重要会議に関する資料は、法令及び社内規程に基づき適切に保存、管理を行うとともに、取締役が、常時、これらの資料等を閲覧できる環境を整備する。
- 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループにおけるリスクについて情報の把握、管理に努めるものとする。

リスクが顕在化した場合は、当社が定める情報伝達ルールに従い、リスクマネジメント委員会へ報告の上、執行役員会において対応を協議する。

当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、取締役会に報告する。
- 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は執行役員制度を導入し、執行役員へ権限を委譲することで、迅速な意思決定が可能な体制とする。

取締役会は社員が共有する全社的な目標を決議し、各事業部、部門の担当役員は、その目標達成のために、具体的な目標及び権限分配等を含めた効率的な達成の方法を定める。また、上記の目標に対する進捗について、取締役会における業績報告等を通じ、定期的に検証を行う。

当社は、当社グループとしての経営方針、事業戦略を策定し、子会社に対し周知する。
- 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社は、当社が策定する子会社管理に関する規程で定める内容について、適宜当社へ報告を行うものとする。

当社の内部監査部門は、子会社に対する内部監査を適宜実施し、その監査結果について監査等委員会に対し報告を行うものとする。

当社は、必要に応じ子会社に対し役員を派遣することにより、子会社における情報が適宜当社へ共有される体制を構築する。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営を適切かつ効率的に運用するため、子会社における重要事項の決定に際し、子会社との間で事前の協議を行う。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、当社の内部監査部門は、監査等委員会の指揮命令に従い、監査業務を遂行する。なお、内部監査部門に所属する社員は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人とし、職務の遂行にあたっては、取締役(監査等委員である取締役を除く)及びその業務執行組織の指揮命令を受けないものとする。

当社の内部監査部門は、監査実施の結果を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査部門による監査結果を取締役に報告するものとする。

当社の内部監査部門に所属する社員の任命・異動等の決定にあたっては、監査等委員会の同意を得るものとする。

7. 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 当社の監査等委員は、会社経営上の重要会議に出席し意見を述べることができる。
 また、当社グループの取締役等に対し、監査上必要な経理書類、決裁申請書類等の内容について閲覧を求めることができる。
 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとする。
 当社の子会社の取締役等は、適宜、当社の監査等委員会に対し、経営状況等について報告するものとする。
 「デクセリアルズ内部通報制度」による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは、監査等委員会へ報告するものとする。
 当社の子会社の監査担当役員等は、当社グループにおける内部監査の実施状況を、適宜、監査等委員会に報告するものとする。
 当社グループの取締役及び社員並びに当社子会社の監査担当役員は、法令違反又はその可能性のある事実を発見した場合並びに当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
 なお、監査等委員会への報告にあたっては、報告者に対して一切の不利益の取扱を行うことを禁止する。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査に係る費用については、年度予算を策定した上で、事前に監査等委員会の承認を得るものとする。
 監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求にかかる費用が監査等委員会の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 監査等委員会は、実効的な監査の実施のため、定期的に代表取締役との意見交換会を開催するものとする。
 監査等委員会は、連携強化のため、定期的に会計監査人との意見交換会を開催するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き(第6版)」(2010年9月)および「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(2007年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)を基本理念として尊重し、2013年3月に「デクセリアルズグループ行動規範」、2013年12月「反社会的勢力排除基本規程」を制定し、2014年4月には社内統制の仕組みを立ち上げると共に、コンプライアンスハンドブックの配布を行い、その内容の周知徹底を図っております。これらの施策により、当社の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要なテーマであることを理解しております。

社内体制としては、リスクマネジメント委員会において、反社会的勢力に関する業務を所管する部署を総務担当部門とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しております。

また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

外部組織との連携に関しては警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士、外部専門会社等からアドバイスを受け対応しております。

その他

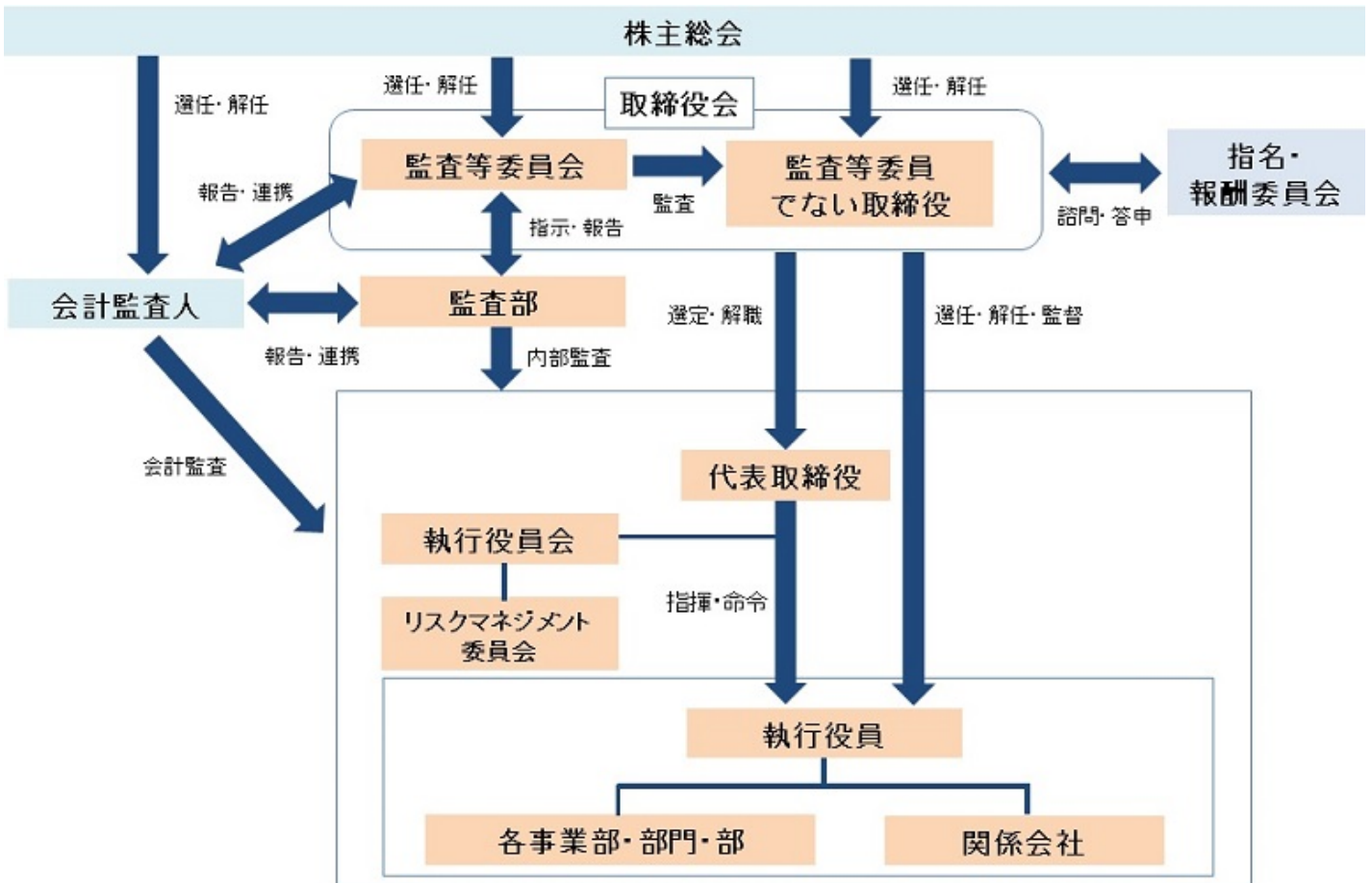
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



取締役会のスキル・マトリクス

役職	氏名	当社取締役の保有する専門性の中で特にその発揮を期待するもの					
		企業経営	技術経営	サステナビリティ経営	グローバルビジネス	法務・コンプライアンス	財務・会計／資本政策
代表取締役社長 指名・報酬委員	新家 由久	●	●	●	●		
代表取締役 指名・報酬委員	佐竹 俊哉	●		●		●	●
社外取締役 指名・報酬委員長	横倉 隆	●	●	●	●		
社外取締役 指名・報酬委員	田口 聡	●		●	●	●	
社外取締役 監査等委員長、 指名・報酬委員	佐藤 りか			●	●	●	
取締役 監査等委員	桑山 昌宏			●		●	●
社外取締役 監査等委員、 指名・報酬委員	加賀谷 哲之			●			●